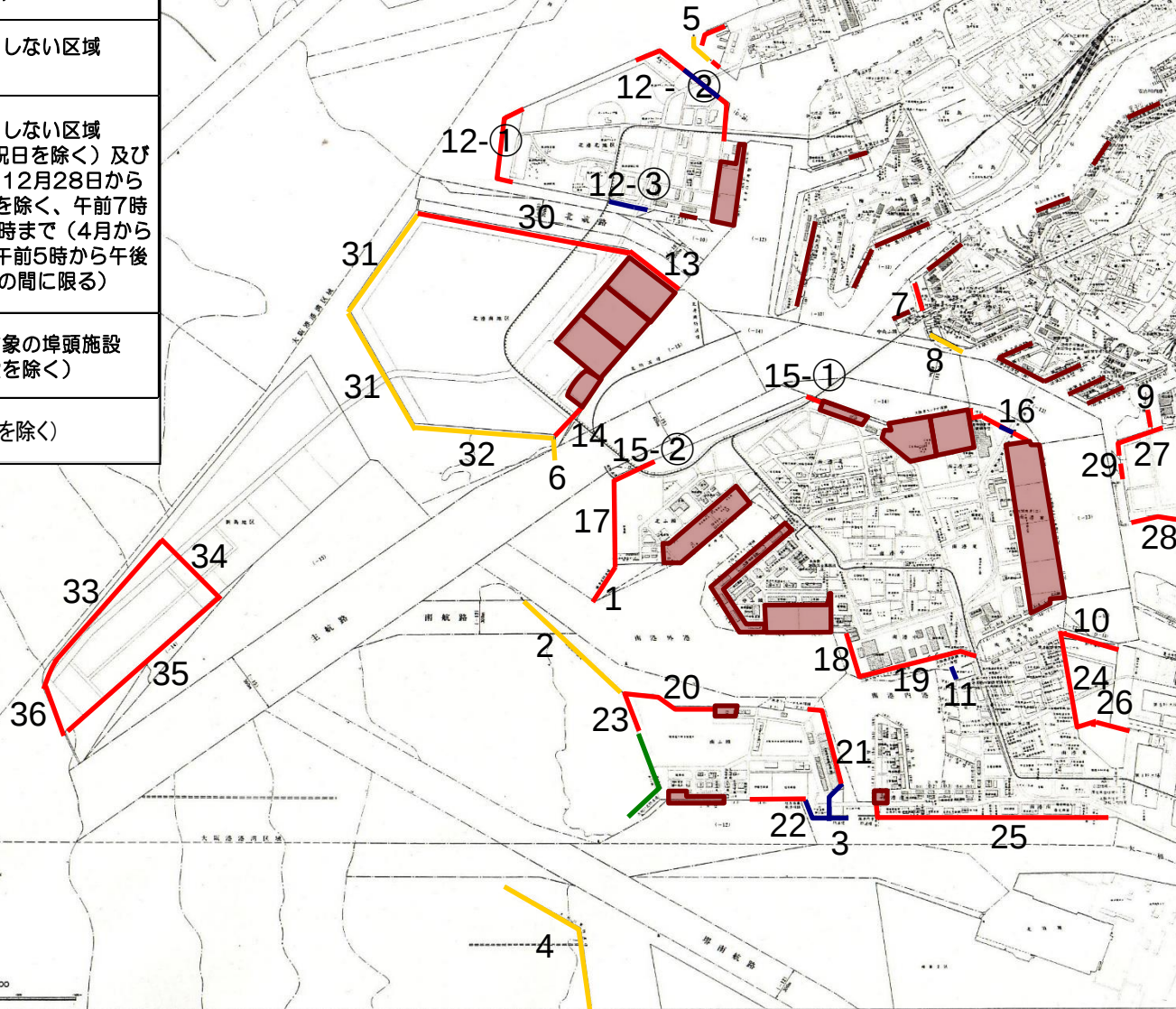


旧 立入禁止区域指定位置図

凡 例	
	立入禁止区域
	立入禁止としない区域 (渡船利用)
	立入禁止としない区域
	立入禁止としない区域 (水曜日(祝日を除く)及び 年末年始(12月28日から 1月4日)を除く、午前7時 から午後5時まで(4月から 11月は、午前5時から午後 7時まで)の間に限る)
	保安対策対象の埠頭施設 (民間施設を除く)
	(民間施設を除く)



項目	内容
図例	立入禁止区域
立入禁止としない区域	(渡船利用)
立入禁止としない区域	(水曜日(祝日を除く)及び 年末年始(12月28日から 1月4日)を除く、午前7時 から午後5時まで(4月から 11月は、午前5時から午後 7時まで)の間に限る)
保安対策対象の埠頭施設	(民間施設を除く)

1:40000